

福知山市監査委員告示第4号

令和2年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年1月20日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 足立 伸一

上下水道部 経営総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>水道料金等の公金について、その徴収事務を私人に委託しているが、告示がなされていなかった。</p> <p>また、委託先からの払込金の取扱いに適正を欠くものがあった。</p>	<p>1 契約について</p> <p>(1) 告示した。</p> <p>(2) 委託先から受け取った現金と現金引継書により、現金取扱員が企業出納員に引継し、現金出納簿に所要事項を記載するなど適正な取扱いとした。</p>

市民病院事務部 総務課、大江分院 管理課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>随意契約等において市としての統一的な契約事務の執行となっていない。できるだけ速やかに事務調整をされたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>今後、福知山市財務規則等、関係法令を遵守し、慎重な契約事務に努める。</p>

市民病院事務部 総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>設備修繕等の契約において、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものが複数あった。適切な契約事務に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>今後、福知山市財務規則等、関係法令を遵守し、慎重な契約事務に努める。</p>